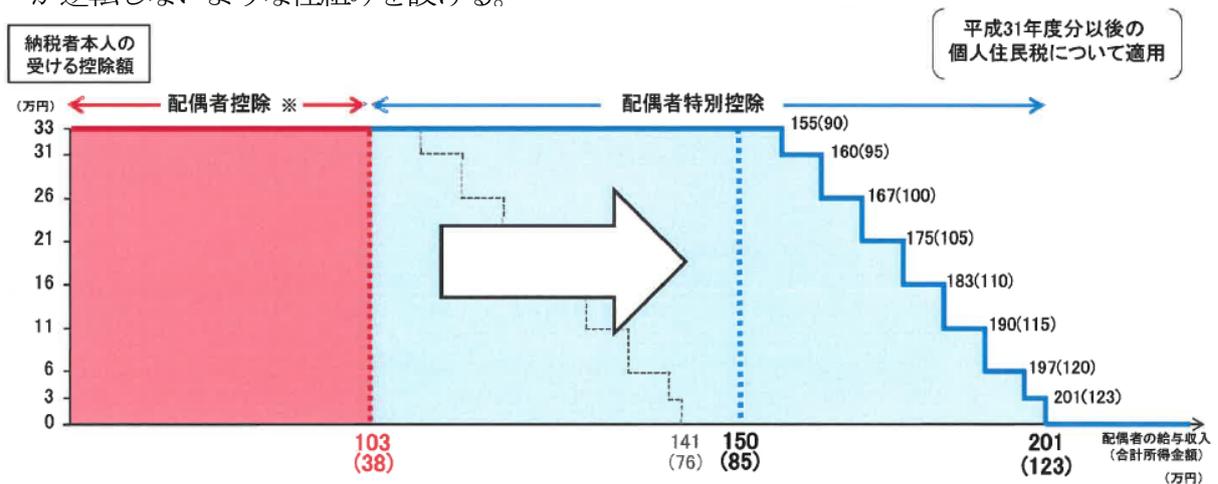


平成 29 年度税制改正(地方税)の概要について

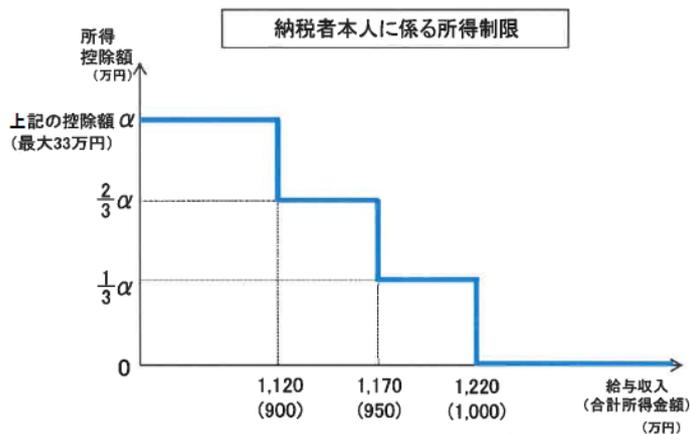
1. 個人所得課税改革

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成 31 年度分個人住民税～)

- 就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。



- 給与収入金額 1,200 万円 (合計所得金額 900 万円) 超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が通減・消失する仕組みを設ける。



- 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

2. 車体課税

◎ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

平成 28 年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行ったうえで2年間延長する。

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

自動車税		〔現行〕 (H28. 4. 1~H29. 3. 31 取得分)	〔改正案〕 (H29. 4. 1~H31. 3. 31 取得分)
区 分	軽減率		
電気自動車等	75%軽減	2020 年度燃費基準+10%達成	2020 年度燃費基準+30%達成
2015 年度燃費基準+20%達成		50%軽減	2020 年度燃費基準+10%達成

軽自動車税		〔現行〕 (H28. 4. 1~H29. 3. 31 取得分)	〔改正案〕 (H29. 4. 1~H31. 3. 31 取得分)
区 分	軽減率		
電気自動車等	75%軽減	2020 年度燃費基準+20%達成	2020 年度燃費基準+30%達成
2020 年度燃費基準+20%達成	50%軽減	2020 年度燃費基準達成	2020 年度燃費基準+10%達成
2020 年度燃費基準達成	25%軽減		

3. 固定資産税等

◎ 地域の中小企業による設備投資の支援

- 平成 28 年度税制改正において、平成 28 年度から平成 30 年度までの3年間に取得した機械・装置を対象に償却資産に係る固定資産税の特例措置が設けられました。この特例措置について、その期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の器具・備品及び建物附属設備等を追加。
- 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

◎ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び都市計画税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。

- ・高さ 60 メートルを超える新築タワーマンションについて、高層階ほど取引価格が高い傾向にあることを踏まえ、1階上がるごとに税額が約 0.26%上がるように変更。40 階建てマンションの場合、最上階の税額は1階と比べ 10%程度高くなる。マンション全体の税額は見直し前と変わらない。
- ・平成 30 年度から新たに課税されることとなるものについて適用。

4. 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

◎ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

(平成30年度分個人住民税～)

指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、市民税は8%（現行6%）、道府県民税は2%（現行4%）とする。

税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分等を道府県から指定都市へ交付する。

- ・分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。
- ・退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率2%相当分を道府県から指定都市へ交付する。

5. 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
 - ・企業主導型保育事業について、固定資産税、都市計画税、事業所税に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税については、わがまち特例として創設）
 - ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。（固定資産税、都市計画税）
- 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例として創設。（固定資産税、都市計画税）